

Title	四季法廷書記官素描：初期ステュアート朝期ランカシャの事例を中心に
Sub Title	Clerks of the peace in Jacobean and Caroline Lancashire
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.31- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

四季法廷書記官素描

——初期ステュアート朝期ランカシャの事例を中心に——

清 水 祐 司

はじめに

近代イギリスの地方分権的な中央・地方関係の理解にとってひとつのキイ・ワードになるといわれている治安判事制度については、これまでにある程度の関心が払われてきた。しかし、治安判事のアマチュア的な側面が強調された結果であろうが、「経営の性格」をそなえている四季法廷書記官の研究は等閑に付されてきた。筆者が研究対象としている一六・一七世紀を例にとると、四季

法廷書記は地方史研究、州文書館から刊行されている四季法廷記録の解説などで簡単に言及されているにすぎない。現在のところ、バーンズの『チャールズ一世治下サマセットの四季法廷書記』(T.G. Barnes, *The Clerk of the Peace in Caroline Somerset, Leicester, 1961*)が唯

一の本格的な個別研究であるが、これとてもやや具体性を欠いているとの印象は否めない。

このような研究状況を踏まえて、本稿は初期ステュアート朝期ランカシャの四季法廷書記の素描を試みている。筆者が初期ステュアート朝期のランカシャを選んだのは、同州がこの時期の四季法廷書記にかんする史料に恵まれているからであり、またバーンズがとりあげたサマセットの四季法廷書記との比較を念頭においているからである。

(一)

ウィリアム・ランバードは、その治安判事手引書『治安判事の職務』のなかで、四季法廷書記の任命について以下のように記している。⁽¹⁾

四季法廷書記の指名および任命は、四季法廷記録保管官 (custos rotulorum) が長いあいだ行ってきた。そして四季法廷記録保管官がその地位にあるかぎり、四季法廷書記はみずからの職務を遂行することになっていく。四季法廷書記は、自分で職務を遂行するか、あるいは十分に法律を学び、四季法廷記録保管官に承認された代理にそれを代行させてもよい。

四季法廷書記は、四季法廷記録保管官同様、その終身保有を認める開封勅許状によって一時期は任命されていたが、既述の制定法は四季法廷記録保管官が四季法廷書記を任命するという旧来の方法を復活させた。

たしかに大部分の州については、この一五四六年の制定法は四季法廷記録保管官が「この王国の法律を学んだ有能な者」を四季法廷書記に任命するようにと定めている。しかし、ランバートは触れていないが、この法律は例外規定を設けており、特権領にかんしては従来通りの方法、すなわち開封勅許状による任命を容認しているの

である。⁽²⁾つまり、王権州 (county palatine) である初期ステュアート朝期のランカシャでは、四季法廷書記はランカスタ公領・王権州押印開封勅許状によって任命されていたのである。⁽³⁾

このような特殊事情を考慮しつつ、リグビー家が初期ステュアート朝期に四季法廷書記官職を独占していくようになったおおよその経緯をたどってみよう。そこで明らかになるのは、当時の官職の例にもれず、四季法廷書記にも家産の性格が目立つという事実であろう。

バラのエスクワイア、アレグザンダ・リグビー (Alexander Rigby) の次男であるロジャは、一五八九年にランカシャ四季法廷書記となった。父のアレグザンダは当時のランカシャで権勢を誇っていたダービー伯のハウスホルドの有力者であった。このアレグザンダが世を去ったのが一五八八年であり、他方ロジャが書記官職を手に入れたのはその翌年である。これは単なる偶然ではなくて、当時の社会におけるパトロネッジの役割を勘案すると、おそらくは父がそれをロジャへのいわば「遺産」とみなして、しかもその獲得のために自分の影響力を行使した結果であろうと推測される。⁽⁴⁾

四季法廷書記は法律知識が不可欠な専門職であるが

(後述参照)、それを欠いていたロジヤはいとこにあたる
ウィガンのアレグザンダ・リグビィを自分の代理に選
び、職務を代行してもらった。ウィガンのアレグザンダ
は法学院グレイズ・インで法律を修め、大法官府記録長
官サー・ギルバード・ジェラードの秘書をつとめていた
法律家であった。⁽⁵⁾

一六〇八年、ロジヤは新しい開封勅許状を取得した。
これは、ロジヤが死亡もしくは他の理由で書記職を離れ
ざるをえなくなった場合に、息子および孫の引き継ぎを
承認するものであった。ところが借金によってこの開封
勅許状を得たロジヤは、やがてその返済にせまられ、一
六一二年にとうとう書記職を代理のアレグザンダに売り
渡した。するとアレグザンダはその権利を確かなものに
するために各方面に働きかけて、自分と長男であるミド
ルトンのアレグザンダが終身にわたって書記職を保有す
ることを保証する開封勅許状を獲得した。さらに一六一
五年には、アレグザンダは三男のジョージと次男のジョ
ウゼフの順でその生涯保有を認める、ジョージ宛の開封
勅許状をも手に入れた。ただしこれは、アレグザンダ自
身と長男の死後に発効するものであった。⁽⁶⁾

一六一五年の開封勅許状が三男のジョージ宛となって

いた事実からもうかがわれるように、アレグザンダはジ
ョージに書記職を引き継がせたいという意向を抱いてい
たようである。ところがジョージは法学院グレイズ・イ
ンの学生であったので、父はジョージが勉学を終えたと
きに書記に就任できるようなトラストを設定した。アレ
グザンダが一六二一年に没すると、このトラストにもと
づいて長男のアレグザンダが形式上は書記となり、彼は
ウィガンのロバート・モーズリィを自分の代理に任命し
て実務を担当させた(ロバート・モーズリィについては
後述参照)。ジョージがランカシャに戻ったのは、それ
から六年後である。故郷に帰ったジョージは、ラングト
リーのアレグザンダ・トムスンを代理(実際には補佐)
として一六四四年まで精力的に活動した(アレグザンダ
・トムスンについては後述参照)⁽⁷⁾。

このジョージは、書記職のゆくえにかんする三点の証
書を残した。最も古いものは一六二七年に作成されてお
り、それは一六一五年の開封勅許状を友人のトマス・ピ
ゴットに預けると述べ、さらにジョージ自身、彼の相続
人、あるいは兄のアレグザンダが指定する者に書記職を
渡すようにとピゴットに求めている。ところがそれから
三年後に、ジョージは自分の死後に書記職を兄のジョウ

ゼフに委譲することを約束する文書を作った。さらに一六四四年には、彼は友人リチャード・ホワイトヘッドにこの官職を譲るといふ内容の証書を残した。ジョージは四人の子供(すべて女子)の将来に危惧の念を抱き、自分の死後にも子供たちが書記職から利益を得られる方法を模索した結果、これらの文書を作成したものと推測されるが、やがて兄のジョウゼフが書記となるいっぽう、ジョージの子供のひとりであるアリスが結婚すると、このような首尾一貫性を欠いた措置は争いの原因となる⁽⁸⁾。

一六四四年にジョージが病死すると、兄のアレグザンダが再び形式上は書記に就任したが、彼はジョージの代理(補佐)をつとめていたトムスンに実務をまかせ、その収入をトムスンとジョージの遺児たちのあいだで分配させた。さらに、ジョージが死去してから四年後の一六四八年、ジョージの娘たちとジョウゼフがその収入の配分について合意に達すると、アレグザンダは書記職をジョウゼフに渡した。ところが、少なくともジョージの遺児たちとその後見人の言い分に従うかぎりでは、約束は忠実には履行されなかったことになる。なぜならば、遺児たちの後見人でもありおじでもあるヘンリ・ノウエルが一六五一年に彼女たちの名でジョウゼフとトムスンを

ランカスタ公領裁判所へ告訴したからである。しかしやがてベアボーン議会在この裁判所を廃止してしまったので、ノウエルは國務會議に請願を試みた。國務會議はチャールズ・ウーズリイ(後の北部軍政官)にこの件を処理させることに決め、彼にノウエルの主張が正当であると判明するまでは書記職の収入を管理するいっぽう、正直で有能な者に職務を代行させるように命じた。さらに國務會議はジョウゼフにたいしては職務遂行に必要な書類の引き渡しを要求したが、ジョウゼフはそれを黙殺した。そこで國務會議はジョウゼフの逮捕を決定したけれども、ランカシャ議會派軍の指導者となっていたアレグザンダを兄に持ち、みずからもその士官であったジョウゼフが身柄を拘束された形跡はみあたらない。それどころか國務會議は、真相が明らかになるまではジョウゼフが従来通り書記として職務を遂行することをまもなく承認したのである⁽⁹⁾。

一六五七年にジョージの遺児アリスがパークヘッドのジェントルマン、ロジャ・ケニヨン(Roger Kenyon)と結婚すると、書記職をめぐる争いが再燃した。王政復古後に、ケニヨンが自分と息子に書記就任を認めてほしいと国王チャールズ二世に請願したからである。ケニヨ

ンの執拗な働きかけが効を奏して、彼はジョウゼフの死後に自分と息子にその終身保有を約束する開封勅許状を手に入れた。しかしジョウゼフが生きているかぎり、それはケニヨンに一ペニの収入ももたらしてはくれなかった。それで開封勅許状を獲得するためかなりの「投資」を行っていたケニヨンは、妻のアリスとともに、ジョウゼフの書記職保有の法的根拠は疑わしいと、王政復古によって復活されたランカスタ公領裁判所に訴えたのである。⁽¹⁰⁾ 形勢は一時期ケニヨンに不利に展開したけれども、結局彼が勝訴した。ランカスタ公領大法官は、ジョウゼフ・リグビィはロジャ・ケニヨンに書記職を渡すべしとの判決を一六六三年に下したのである。そしてこれ以降、ランカシャ四季法廷書記官職はケニヨン家に「相続」されてゆく。⁽¹¹⁾

(注)

- (1) W. Lambard, *Eirenarcha: Or of the Justice of Peace*, reprint of the 1581 edn., New York, 1970, p. 302.
- (2) 37 Hen. VIII, c. 1 (*Statutes of the Realm*. Vol. III).
- (3) 初期ステュアート朝期のランカシャについては、ちし

四季法廷書記官素描

あたり J.K. Walton, *Lancashire: A Social History, 1358-1939*, Manchester, 1987, pp. 1-59 参照。

- (4) B. Coward, *The Stanleys Lords Stanley and Earls of Derby, 1385-1672*, Chetham Society, 3rd ser., 30, 1983, pp. 84-186 参照。

- (5) 四季法廷書記官職をめぐって争うて生ずるリグビィ家とケニヨン家の争いにについては J.J. Bagley, 'Kenyon v. Rigby', *Transactions of the Historic Society of Lancashire and Cheshire* (以下 'T.H. S.L.C.' と略記する), 106, 1955 があり、筆者も目を通したが、これは口頭発表のための原稿を印刷したものらしく、注がない。

以上を Lancashire County Record Office (以下 Lancs. R.O. と略記する), DDKe 1/4, 11; Coward, *op. cit.*, p. 91; E. Stephens (comp.), *The Clerks of the Counties, 1360-1960*, Warwick, 1961, p. 112; W. Baildon (ed.), *The Records of the Honourable Society of Lincoln's Inn* *Admissions* 1420-1799, 1896; J. Foster (comp.), *The Register of Admissions to Gray's Inn, 1521-1889*; H.A.C. Sturges (ed.), *Register of Admissions to the Middle Temple from the 15th Century to 1944*, 1949; R.L. Lloyd (comp.), 'Admissions to the Inner Temple to 1659' (Typescript kept at the Inner Temple Li-

brary) にあつてゐる。

- (9) Lancs. R.O., DDKe 1/4, 6, 8, 10, 12, 13.
- (10) Lancs. R.O., DDKe 1/13, 14, 16, 17, 19, 20; J.P. Rylands (ed.), *Lancashire Inquisitions returned into the Chancery of the Duchy of Lancaster and now existing in the Public Record Office, Stuart Period*, III, Record Society of Lancashire and Cheshire, 17, 1888, p. 460; F.R. Raines (ed.), *The Visitation of the County Palatine of Lancaster, 1664-5*, III, Chetham Society, 88, 1873, p. 245.
- (8) Lancs. R.O., DDKe 1/18, 23, 26 (2, 3).
- (6) Lancs. R.O., DDKe 1/26 (4), 27, 28, 32; *Calendar of State Papers, Domestic* (以下 C.S.P.D. 以下略す), 1653-1654, p. 397; C.S.P.D., 1654, p. 90, 112, 182, 195, 217, 434; *Historical Manuscripts Commission, 14th Report, Part IV, The Manuscripts of Lord Kenyon*, 1894, p. 65; M.F. Keeler, *The Long Parliament*, Philadelphia, 1954, p. 323.
- (10) ロジャ・ケニヨンがチャールズ二世の開封勅許状の獲得に要した費用は、彼自身のメモによると、三百数十ポンドであった。内訳は、ランカスタ公領大法官シーモアに一〇〇ポンド、ランカスタ公領大法官秘書エイリフに一〇ポンド、シーモアからケニヨンに有利な見解を引き出してくれたニコラスに二ポンド（これは請願書に添付）、ちまちまな文書の入手のためにランカスタ公領大法官府書記官フィリップに約七ポンド、ロンドン滞在費として二百数十ポンドをもちいた (Lancs. R.O., DDKe 1/40)。
- (11) Lancs. R.O., DDKe 1/34, 39, 42, 44, 48, 49; C.S.P.D. 1660-1661, p. 55; *Historical Manuscripts Commission, op. cit.*, pp. 69-70.

(二)

ランバードはその治安判事手引書で治安判事の職務を「(四季) 法廷内」と「(四季) 法廷外」に大別して説明しているので、われわれも四季法廷書記官の職務を「法廷内」と「法廷外」に分けて整理を試みよう⁽¹⁾。

少なくとも一名の「必要員」(quorum) を含む二名以上の治安判事が開廷の日と場所を決めて、シェリフに陪審員、検死官などの召集を命ずると四季法廷は開かれるのであるが、そこではまず最初に、四季法廷書記の指示で廷吏が開廷を宣言する。次ぎに書記が治安判事任命書を読みあげ、続いてシェリフが令状、州役人名簿、陪審員名簿を提出する。書記はそのときに欠席者を確認する。もしも治安判事が正当な理由にもとづかない欠席であるとなしして欠席者に罰金を課すと、書記はその名前

を記録しなければならぬ。陪審員が定数に満たないか、あるいは治安判事が陪審員名簿に不適格者が含まれていると判断すると、四季法廷はシェリフに人名の削除・追加を指示する。なおシェリフが法廷に提出した州役人名簿に記載されている治安官、検死官、執行吏などは、この段階で告発を行う。これが終了すると、起訴陪審と審理陪審が入廷して、書記の指図で宣誓をすませる。

陪審員の宣誓が終わると、廷吏は説示 (charge) が始まることを列席者に告げる。説示は四季法廷記録保管官が担当するのが建て前であったが、法律に精通した経験豊かな治安判事による代行は珍しくなかった。⁽²⁾ 説示はかなりの時間を要するが、そのあいだに書記あるいはその代理、さらには彼らに臨時に雇われた法廷実務に詳しい者が誓約書の整理に従事する。⁽³⁾

法廷はいよいよ起訴の段階に入る。まず書記が起訴陪審と証人を入廷させて、彼らに宣誓を求める。起訴状案はこの時点で治安判事か書記の手ですでに作成されており、それらは書記を経由して起訴陪審に渡される。すると起訴陪審はそれらの是非を判定するために別室に退く。

通常はこのあたりで昼食の時間となり、書記の指示で廷吏が休廷を宣言すると、シェリフ補佐が治安判事を食卓に案内する。しかし書記とそのスタッフにはゆっくりと昼食をとる余裕はないようである。彼らは治安判事が法廷に提出した調書や誓約書などの文書を整理し、それらの要覽を作らなければならないからである。

昼食をすませた治安判事が法廷に姿をあらわすと、起訴陪審も入廷する。彼らが着席すると、書記が判定の結果を尋ねる。それぞれの起訴状案は陪審長の手で「原案適正」(billa vera) もしくは「不知」(ignoramus) と裏書きされており、それらは書記によって読みあげられる。起訴状案は「原案適性」と裏書きされてはじめて正式の起訴状となるのであるが、形式と文言の誤りは許されないもので、書記の入念な点検を受ける。なお書記はそれらの要覽も作成しなければならない。

次ぎは審理であるが、前述の起訴状にもとづいてただちに審理が開始されるのではない。それは次の開廷期に開かれる法廷に委ねられるのである。つまり被告は収監あるいは保釈となり、後者の場合には誓約によって次期の法廷への出廷を義務づけられる。万一被告が出廷しないと、出廷するまでシェリフの責任で令状が発せられ

る。そしてもしもすべての令状が無視されると、最終的な措置として被告の法喪失宣言が行われる。

審理は被告の罪状によって異なる。本稿は四季法廷における法手続きそのものの紹介を目的とするものではないので、さしあたり重罪に焦点を絞って書記の役割をみてゆく。⁽⁴⁾

被告を最初に待ち受けているのは起訴認否手続きであり、これは書記の指示に従って進められる。被告が有罪と答えるか、あるいは答弁を拒否すると、すべての審理の終了後に判決が言い渡される。被告が無罪を主張すると、彼は審理陪審の判断に委ねられる。このようにしてすべての起訴認否手続きがすむと、書記は審理陪審と証人に宣誓を求める。宣誓を終えた審理陪審は書記の指示で評決のために別室に移る。やがて陪審は再び入廷して、その結果を書記に告げる。そして、陪審に有罪と判断された被告にたいしては、治安判事が判決を言い渡すのである。

このようにして「司法的な」仕事を処理した四季法廷は、次ぎに「行政的な」仕事に取り組む⁽⁵⁾。その際に四季法廷の正式な決定は、書記によって記録される。もっともこの順序はあくまでも原則であり、「司法的な」ものが

「行政的な」ものについても先行するわけではない。たとえば、先述のように審理陪審が評決のために別室に退いているような場合、法廷は「行政的な」業務を処理することが可能であった。なおその内容が「司法的」であろうと「行政的」であろうと、処理の仕方に不明な点があれば、治安判事は書記に報告や説明を要求した。⁽⁶⁾

以上のようにして治安判事が「法廷内」職務を終えると、書記の指示で廷吏が閉廷を宣言する。しかしこの時点であらうすべての文書の整理が完了していても、書記にはまだ仕事が残っていることがある。なぜならば、たとえば法廷がある幹線道路の修理を決定したとすると、書記はその決定を記録するだけではなく、それを実施するために治安官に令状を送達するなどの具体的な措置を取らなければならないからである。

初期ステュアート朝期のランカシャでは、ロンスデイル・ハンドレッドについてはランカスタで、アマンダネス・ハンドレッドについてはプレストンで、ソールフォード・ハンドレッドについてはマンチェスタで、ウェストダービー・ハンドレッドの場合には、春と夏はオームスカーク、秋と冬はウィガンで法廷が開かれていた。そして火曜日にはランカスタで、木曜日にはプレストンで、

次ぎの週の月曜日にはオームスカークカウイガンで、木曜日にはマンチェスタというローテーションであった。⁽⁷⁾これが一年に四度繰り返され、臨時の四季法廷もしばしば開かれた。書記はそれらに列席して前述の職務を遂行したのである。さらに、書記は担当区小法廷への出席を要請されることもあった。⁽⁸⁾

次ぎに四季法廷書記の「法廷外」職務を、「シェリフの会合」、統監、巡回裁判官、治安判事との関係で眺めてみよう。

一七世紀のランカシャでは巡回裁判の開廷期にシェリフを幹事とする治安判事の会合、いわゆる「シェリフの会合」(sheriff's table)が開かれていた。これは一五七八年の枢密院命令によって発足したものであり、治安判事の「行政的な」仕事、特にルーティンでしかも州全体にかかわるものの処理をその主な目的にしていた。⁽⁹⁾たとえば一六一二年には全ハンドレッドの治安官が任命され、道路の修理が決定されており、それからほぼ一〇年後の一六二四年には同州の傷痍軍人救済基金担当会計官と全ハンドレッドの治安官が任命されている。四季法廷書記はこの会合に出席して文書の裏書きを行い、その記録を保管し、さらには四季法廷の場合と同じく、その決定を

実施するために具体的な措置を講じた。⁽¹⁰⁾

統監は、各州で査閲官と憲兵を任命する権限を授けられていた。厳密に言うくと、彼らが州内で統監のみに直属する、統監の固有の下僚であろう。しかし統監は彼らの協力だけではその任務を果すことができなかった。その任命書は州内のすべての役人に統監とその代理を援助・補佐するように命じていた。⁽¹¹⁾また統監の仕事は軍事的なものに限定されていたわけではなく、治安判事の仕事と重なるものが多かった。⁽¹²⁾さらに統監代理は州の有力者のなかから選任されていた。このような事情から、四季法廷書記が統監あるいは統監代理の指図で活動する機会には少なくなかったのである。一例をあげると、一六一三年に統監ダービー伯と約二〇名の治安判事がウイガンで国教忌避者の武器没収を決めて、その実施のために四季法廷書記アレグザンダー・リグビィに彼の保管している記録にもとづいて国教忌避者の名簿を用意するように命じている。⁽¹³⁾

司法が「行政のもう一本の腕」⁽¹⁴⁾であった時代においては、巡回裁判官は中央の命令を地方に伝えたり、地方行政全般を監督する責任を負わされていた。しかもその際に巡回裁判官の命令や指示は主に治安判事を介して実行

に移されたのであるが、このことは四季法廷書記が直接・間接に巡回裁判官と接触せざるをえなかったことを意味している。たとえば一六二三年に北部巡回区担当のチェンバレンはランカスタ城内にある拘留所の維持費の徴収と州内の道路修理を治安判事に言い渡したが、それらは治安判事の決定と同じプロセスを経て着手されたのであり、そのために書記は治安官にいろいろな指示を送ったのである。さらに巡回裁判に列席できない治安判事は、しばしば四季法廷書記を通して取り扱いの難しい問題について巡回裁判官の意見や助言を仰いだ⁽¹⁵⁾。

最後にそのかわりが特に密接な治安判事との関係で、四季法廷書記の「法廷外」職務を瞥見するが、この点で、(一)で触れたケニヨン家の文書が、これまで具体的には紹介されることのなかった四季法廷書記の「法廷外」の活動を伝えてくれる。

この文書で目立つのは、記録管理者としての四季法廷書記に各種の文書もしくはその写しを求める書簡である。たとえば一六二九年九月一九日に治安判事ラドクリフは、当時の書記ジョージ・リグビーにダニエル・レナールという重罪容疑者にたいする令状の写しの送付を頼んでいる。あるいはそれからほぼ二ヶ月後に治安判事ア

イアランドは、ニュートンのジョン・テイラの私生児扶養にかんする正式決定の写しを請求する書簡をジョージに送っている。もちろん、この種の請求や依頼は治安判事にかぎられていたのではない。ジョージの代理（補佐）ロバート・モーズリーが陪審員名簿の送付をジョージに依頼しているように、地方統治に関与する者は、記録を管理する四季法廷書記にこのような請求や依頼を行わなければ職務の遂行に支障をきたすことがあったのである⁽¹⁶⁾。

さまざまなお問い合わせ、連絡、報告、指示なども書記の手に集まった。ピーター・ウォークデンという男は、一六二九年七月二日に自分の主人である治安判事が友人の病氣見舞いのために四季法廷に列席できないとジョージに連絡し、この治安判事が関与した誓約書を送り届けている。あるいは翌年の四月二〇日、治安判事ポルトンは四季法廷に出廷できなかった理由をジョージに伝えている。これらの事例はどちらかと言えば個人的な都合を書記に知らせるものであるが、業務報告とでも分類されるものも多数みうけられる。たとえば一六三一年六月三日に治安判事グリーンハルは、トデイントンの住民が道路修理に熱意を示さず、それに必要な費用を集めようと

しないので、この地域の道路が使用できない状態にあるとジョージに報告している。さらに、ある治安判事が居酒屋の不法営業の取り締まりについてジョージに助言を求めているように、経験の浅い治安判事や法律知識の乏しい治安判事は実務と法律に通じている書記に頼らざるをえなかった。他方、治安判事が書記に勧告・指示する事例も少なくない。たとえば一六三一年六月二五日に治安判事コボルは四季法廷開廷にそなえて召集状を用意するようにジョージに指示しているし、同年一〇月に治安判事ヴィールは疫病が流行しているので関係者の出廷は中止すべきであるとジョージに忠告している⁽¹⁷⁾。

当時の法の施行は、今日のそれと比較すると、きわめて「柔軟」であり、起訴にしろ刑の執行にしろ、そこにいたるまでには表面に出ないさまざまのプロセスが介在していた⁽¹⁸⁾。たとえば一六三〇年七月三日付けの書簡で治安判事アシントンが誹謗罪の容疑者リチャード・ブルックなる男の「好意的な」取り扱いをジョージに依頼しているように、四季法廷書記もその「暗い」面とは無縁ではなかったのである⁽¹⁹⁾。

テューダ朝期以降、特にエリザベス治世期以降、治安判事の法廷外任務が増え（その多くは「行政的な」も

の）、それらはおおむね担当区単位で、担当区小法廷で少数の治安判事によって処理されていた。これは多くの治安判事の活動領域が一般に局地的であったことを意味している。つまり、各州の治安判事の「法廷外」活動が円滑に行われるためにはなんらかの中心が必要であったのであり、その機能を果たしていたのが四季法廷書記であった。しかも四季法廷がほぼハンドレッド単位で開かれていた事実反映されているように、ランカシャには州全体のジュエントリイにたいして強力な吸引力を発揮する、文字通り州都の名に値する都市が存在しなかった。したがって治安判事の活動は一層局地的になりがちであり、それだけに治安判事の「法廷外」活動における四季法廷書記の役割は重要であった⁽²⁰⁾。

(注)

(1) 卷一が「(四季)法定内」職務、卷二が「法廷外」職務を扱っている。

四季法廷書記の「法廷内」職務についての以下の記述は、特に出典を明示しないかぎり、T.W., *The Office of the Clerk of Assize.....together with the Office of the Clerk of the Peace*, London, 1676 に拠っている。

- (2) 示説の前に訓戒 (exhortation) が行われたり、訓戒が説示の代用とされる場合もある。両者はそのきつと区別をたてはらなかつた。G. Leveson-Gower (ed.), 'Notebook of a Surrey Justice', *Surrey Archaeological Collections*, 9, 1888; C. Read (ed.), *William Lambard and Local Government: His 'Ephemeris' and Twenty-nine Charges to Juries and Commissions*, Ithaca, 1962; E. M. Halcow (ed.), *Charges to the Grand Jury at Quarter Sessions, 1660-1677*, Chetham Society, 3rd ser., 5, 1953 (なまを参照)。
- (3) Lambard, *op cit.* pp. 310-382 参照。
- (4) 重罪以外の犯罪については、小山貞夫「刑罰制定法上の略式起訴と職業的略式起訴—イングランド絶対王政期刑事司法の一局面—」(世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』、創文社、一九八七) 参照。
- (5) 具体的な内容については、拙稿「エリザベス治世期の治安判事(1)」(『史学』、48—3、昭和52) 参照。
- (6) たとえば、一六九七年のランカシャの四季法廷で、当時の書記ロジャ・ケニオンはソーンリィとウィティガムの貧民の扱ふにまつての先例を報告してゐる (Lancs. R.O. DDKe 2/6(8))。
- (7) J. Tait (ed.), *Lancashire Quarter Sessions Records*, Vol. 1, Chetham Society, New ser. 77, 1971, xiii, pp. 47-48.
- (8) Lancs. R.O., DDKe 9/8(43).
- (9) B. W. Quintrell (ed.), *Proceedings of the Lancashire Justices of the Peace at the Sheriff's Table during Assize Week, 1578-1694*, Record Society of Lancashire and Cheshire, 121, 1981, p. 65.
- (10) Quintrell (ed.), *op. cit.*, pp. 71-72, 82, 141-143. 一例をあげると、一六八一年には治安官が任命されたが、当時の書記ロジャ・ケニオンは新任の治安官の四季法廷に出頭して職務宣誓を行ふべきと指示してゐる (R. S. France (ed.), 'A High Constable's Register, 1681' T. H. S. L. C., 1956)。
- (11) G. S. Thomson, *Lords Lieutenants in the Sixteenth Century*, London, 1923, pp. 153-156.
- (12) たとえば一六一九年のランカシャの統監代理はリチャード・モレニョ、セシル・トラフォード、ロバート・レスキス、ラルフ・アシントンで、いずれも同州の有力な治安判事であつた (B. Coward, 'The Lieutenancy of Lancashire and Cheshire in the Sixteenth and Early Seventeenth Centuries', T. H. S. L. C., 1982; D. J. Wilkinson, 'The Commission of the Peace in Lancashire, 1603-1642, Appendix', T. H. S. L. C. 1982)。
- (13) J. Harland (ed.), *The Lancashire Lieutenancy under the Tudors and Stuarts*, Part II, Chetham

- Society, 50, 1859, p. 259. 査閲名簿の作成などにも協力したボイトン(L. Boynton, *The Elizabethan Militia, 1558-1638*, Newton Abbot, 1971, p. 21)。
- (14) J.S. Cockburn, *A History of English Assizes, 1558-1714*, Cambridge, 1972, p. 257.
- (15) Historical Manuscripts Commission, *op cit.*, p. 28; E. Axon (ed.), *Manchester Sessions, 1616-1622*. 3, Record Society of Lancashire and Cheshire, 17, 1901, pp. 49-55, 57-59, 108-109, 144; S.C. Ratcliff and H.C. Jonson (eds.), *Warwick County Records, 1, Warwick, 1935*, p. 54 にも参照。
- (19) Lancs, R.O., DDKe 9/6(25), 9/8(31, 45).
- (17) Lancs, R.O., DDKe 9/8(19), 9/9(27), 9/11(44); Historical Manuscripts Commission, *op. cit.*, p. 44, 55.
- (18) 『中世の犯罪』 J.A. Sharpe, *Crime in Early Modern England, 1550-1750*, London, 1984, Chapter I にも参照。
- (19) Historical Manuscripts Commission, *op. cit.*, p. 40.
- (20) 詳細については、拙稿「治安判事の担当区、担当区小法廷について」(『史学』53-2・3、昭和58)参照。なお、ランカシャの担当区小法廷は 'privy sessions' あるいは 'private sessions' と呼ばれていた (Lancs. R.O., DDKe 2/1(8), 9/8(43))。

四季法廷書記は、その職務からして州全体の事情に最も通じていたといっても、決して過言ではない。そのために州の政治情勢が緊張をはらむと、書記は貴重な情報源となった。たとえば一六四二年一〇月、長期議会の議員であり、ランカシャ議会派の指導者のひとりであったリチャード・シャトルワースは、ウィガン、オームスカーク、ウォリントンへの動向を知りたいので適当な者を紹介してほしいと言う内容の書簡をジョージに送っているが、みずからも議会派に属していたジョージは、彼の依頼に応じて兄のジョウゼフを含む数名を紹介している。ウィガン、オームスカーク、ウォリントンはランカシャ王党派の拠点であり、このころウォリントンではダービー伯が集会を開き、ウィガンとオームスカークではカトリック教徒が兵を募っていた。したがって、シャトルワースが彼らの動静に無関心ではいられなかったとしても、不思議ではなかったのである (Harland, *op. cit.*, pp. 240-244)。

(三)

バーンズによると、初期ステュアート朝期サマセットの四季法廷書記は小ジュントリイに属していたようであるが、ランカシャの場合はどうであろうか。

まず(一)で言及した書記の在任期間と社会的な出自などを示すと、以下のようになる。

ロジャ・リグビィ(バラ)

一五八九～一六一二

アレグザンダ・リグビィ(ウィガン)

一六一二～一六二一

アレグザンダ・リグビィ(ミドルトン)

一六二一～一六二七

ジョージ・リグビィ(ピール)

一六二七～一六四四

アレグザンダ・リグビィ(ミドルトン)

一六四四～一六四八

ジョウゼフ・リグビィ(アスパル)

一六四八～一六六三

ロジャ・リグビィ(？～？)

ロジャの父アレグザンダ・リグビィは、法学院グレイ

ズ・インに学び、その法律知識を買われてダービィ伯のハウスホウルドに役職を得た。彼はその後に土地没収官代理、治安判事、統監代理などを歴任したが、この上昇はもっぱらダービィ伯の後援によるものであった。アレグザンダ自身それを十分に承知していたとみえて、伯に

感謝して遺言状で二〇ポンドを遺贈している。アレグザンダの妻は、ウエストダービィ・ハンドレッドのジェントルマン、トマス・ラスウエイトの娘ジェインであり、彼女は二名の男子、エドワードとロジャに恵まれた。

ロジャの兄であるエドワードは、父と同じくグレイズ・インで法律を修め、その後はランカシャの土地没収官、治安判事に任命された。父と同じくダービィ伯の信任が篤かったエドワードは、その所領経営の相談相手をつとめるいっぽう、その愛顧によって自分の所領拡大に成功を収め、最後には初期ステュアート朝ランカシャの有力者のひとりとなった。

このように、ロジャの父と兄については素描が可能なのであるが、ロジャ自身に就いては、いずれの法学院にも正式に籍をおいた事実がみあたらないということ以外、詳細は不明である。⁽¹⁾

アレグザンダ・リグビィ(？～一六二一)

アレグザンダはウィガンのエスクワイアで、法学院グレイズ・インに学んだ。すでに述べたように、彼はグレイズ・インの同窓生で同郷出身の大法官府記録長官サー・ギルバート・ジェラードの秘書時代に、いとこのロジャからランカシャ四季法廷書記代理を委嘱されたのであ

った。

アレグザンダは生涯に二度結婚しており、初婚の相手はレナード・アショーの娘アリスであり、再婚の相手はジョン・カーデイガンの娘イザベルであった。アリスの父レナードはランカシャのジェントルマンであるが、イザベルの父ジョンの社会的出自は不明である。⁽²⁾

アレグザンダ・リグビィ(一五九四—一六五〇)

アレグザンダはウィガンのアレグザンダの長男で、ケンブリッジ大学(セント・ジョンズ・コリッジ)、グレイズ・インに進学したエスクワイアである。父同様に法律を修得した彼はロンドンで開業するいっぽう、グレイズ・インの評議員もつとめた。一六四九年には財務府裁判所判事に任命されたが、その法律家としての能力を発揮するまもなく、翌年に病死した。

ミドルトンのアレグザンダは、リグビィ家の一員としては最も著名な人物であろう。彼はウィガン選出の議員として短期議会に登院し、その後はランカシャ議会派の指導者となった。議会派軍を率いてランカシャ王党派の牙城レイサム・ホールを襲撃したのは彼であり、またリユパートがボルトンを強襲したときにこの地で議会派軍を指揮していたのも彼であった。

ミドルトンのアレグザンダも再婚している。初婚の相手はチェシャの有力者で、同州の統監代理をつとめたサー・ユリアン・リーの娘ルーシィで、他方再婚の相手はコヴェントリーのジョン・ゴベルの娘、チェシャのエスクワイア、トマス・リーの未亡人アンであった。四代目ダービィ伯に仕えたピーター・リーはアレグザンダの父がその秘書をつとめていた大法官府記録長官サー・ギルバートの娘を妻としていたので、リグビィ家、リー家、ギルバート家は縁戚関係にあった。⁽³⁾

ジョージ・リグビィ(一六〇二—一六四四)

前述のように、ジョージはウィガンのアレグザンダの三男で、ピールのジェントルマンである。兄アレグザンダと同じく、ジョージもケンブリッジ大学(セント・ジョンズ・コリッジ)、グレイズ・インに進んだ。その妻は、ランカシャのエスクワイアで、治安判事に任命された経歴を持つウィリアム・ヒルトンの娘ベアトリックスであった。ジョージがランカシャの四季法廷書記に正式に就任したのは一六二七年であるが、実際には遅くとも一六二三年ころからしばしば実務に携わっていた。⁽⁴⁾

ジョウゼフ・リグビィ(一六〇〇—一六七一)

アスパルのジェントルマンで、兄のアレグザンダ、弟

のジョージと同じく、ケンブリッジ大学(セント・ジョ
ンズ・コリッジ)、グレイズ・インに学んだ。ランカシ
ヤほどに熱烈なピューリタンが議会派の指導者層を占め
た州は数が少ないといわれているが、リグビー家の三人
の兄弟はいずれもピューリタンであり、ジョウゼフも議
会派軍に身を投じ、最後は連隊長に昇進した。なお彼に
は飲酒を批判した『酔っ払いの未来』と題する詩集があ
る。

ジョウゼフの妻はランカシャのガブリエル・ホートン
の娘マーガレットであるが、その父ガブリエルの社会的
出自は筆者には確定できない⁽⁵⁾。

以上から、初期ステュアート朝ランカシャの四季法廷
書記は、ロジャを除くと、高等教育を受けたエスクワイ
アカジェントルマンであった。では彼らは当時のランカ
シャのジェントリイのなかでどのような位置を占めてい
たのであろうか。

ブラックウッドによると、一六四二年当時のランカシ
ヤには、バロネット七家、ナイト六家、エスクワイアー
四〇家、ジェントルマン六二一家があった。この七七四
家で構成されるジェントリイのうちで高等教育を受けた
者の内訳を示すと、以下のようになる⁽⁶⁾。

ジェントリイ総数(一六四二年)	(長男)(次男以下)
七七四(少なくとも一〇〇〇)	
大学で学んだ者	四六 二一
法学院で学んだ者	三八 九
大学と法学院で学んだ者	三一 一五
カトリック神学校で学んだ者	三 三四
大学、法学院および神学校で学んだ者	ナシ 一
教育レベルから判断するかぎり、彼らはランカシャの エリートに属していたのである。このことは、当時のラ ンカシャの治安判事団と彼らを比較すると、一層明瞭と なる。本稿の末尾に掲げているのは一六一五―一六一六 年のランカシャの治安判事(実際に職務を遂行した在地 の治安判事、いわゆる「実務グループ」、つまり四季法 廷書記の上司であるが、たとえば彼らのうちで法学院で 学んだことがはっきりしている者の割合は二八パーセ ント、おおよそ三人に一人にすぎない。	
それでは、四季法廷書記官職はその保有者にどれくら いの収入をもたらしたのであろうか。パークヘッドのロ ジャ・ケニオンはランカシャの四季法廷書記官職獲得に 執念を燃やして目的を遂げたが、そのケニオンはジョウ	

ゼフが不当に書記官職を占有したために自分が被った損害を記録したメモを残しており、それによると彼は書記の年収を二〇〇ポンドと見積もっている。残存する史料はケニヨンが金銭にたいする執着が強く、しかも用心深い性格の持主であったとの印象を与えるので、これは信頼性の高い数字と思われる。それを裏付けるように、ランカスタ公領大法官は、ジョウゼフ・リグビィはロジャ・ケニヨンに書記官職を引き渡すべしとの判決を一六六三年に下したときに、ケニヨンの損害請求を認めて、ジョウゼフが不法に手にした約一〇年間の収入約一九〇〇ポンド、それに一〇〇ポンドを加算した金額をロジャ・ケニヨンとその妻アリスに支払うようにジョウゼフに命じている。大法官が四季法廷書記の年収を約二〇〇ポンドと算定した根拠はランカスタ公領大法官府書記代理ジェソップの報告であり、ケニヨンがジェソップになんらかの働きかけを行った可能性をまったく否定できないとはいえず、少なくともその金額がランカスタ公領大法官府で四季法廷書記の年収としては非常識な額とみなされていなかったことだけは明らかである。⁽⁷⁾

では、書記官職の収入を含めて、リグビィ兄弟の年総収入はどれくらいであったのか。これについては、ミド

四季法廷書記官素描

ルトンのアレグザンダ・リグビィが若干の推定の手掛かりを残してくれている。アレグザンダは一六四六年に友人宛の書簡で四季法廷書記の年収は自分の土地収入とほぼ同じであると述べている。また彼らの父の死後検認によると、その土地の大部分は長男であるミドルトンのアレグザンダが相続していた。筆者はジョウゼフとジョーの土地収入について推定できる材料を持ちあわせてはいないが、ここからそれが兄のアレグザンダをかなりしたまわるものであったとだけは主張できよう。さらに三人には、特にロンドンに事務所を持っていたアレグザンダには法律家としての収入もあったが、その額についても推測の手掛かりはみあたらない。したがって、彼らの年総収入についてははっきりいえることは、それが少なくとも二〇〇ポンド以上であったということである（すでに述べたように、ミドルトンのアレグザンダは書記官職がもたらす収入を自分のものとはしていなかった事実⁽⁸⁾に留意されたい）。

ブラックウッドの試算によると、一六四二年の時点でランカシャのジェントリーの土地収入（年収）は、以下⁽⁹⁾のようであった。

三〇〇〇ポンド以上

二

二〇〇〇〜二九九九	六
一〇〇〇〜一九九九	一六
七五〇〜九九九	八
五〇〇〜七四九	二四
二五〇〜四九九	五七
一〇〇〜二四九	一六八
一〇〇 以下	二〇四
不明	二八九

当時のランカシャのジェントリイの大部分の収入源が主に土地であった事実から、これを彼らの経済状態のランク付けとみなして差し支えないであろう。ロンドンに法律事務所を持っていたアレグザンダについては判断を差し控えるが、ジョウゼフとジョージについては、ランカシャで法律家として得られた収入が兄のそれを大幅に上回るものであったとは考えにくいので、彼らはブラックウツドの分類で一〇〇〜二四九ポンドか、あるいは二五〇〜四九九ポンドのランクにその地位を占めていたものと思われる⁽¹⁰⁾。

学歴、収入から判断するかぎり、リグビー家の四季法廷書記は当時のランカシャのジェントリイのなかでそれほど低いところに位置していたわけではなかった。彼ら

は治安判事任命書の中位から下位にその名が記載されたジェントリイとほぼ同質であった。そして彼らが「ジェントルマンらしさ」を治安判事と共有していたことが、両者の関係を制度における単なる上・下関係とは異なるものにしていたのである。しかしながら、幾度も治安判事に選ばれ、統監代理やシェリフを歴任し、中央に有力なパトロンを持ち、当時の州政治の要として機能していたエリート、バーンズやクラークの言葉を借りると「州統治者」と比べると、彼らは権力と威信の面で劣っていたのであり、この事実は、たとえば一六〇三年のジエイムズ一世の即位に際してランカシャの有力者が新しい国王に送った祝詞に彼らの名がみあたらないというように微妙な形で、当時の「政治的儀礼」に反映されていたのである⁽¹¹⁾。

(注)

(1) F.R. Raines (ed.), *The Visitation of the County Palatine of Lancaster, 1613*, Chetham Society, 82, 1871, p. 113; do.(ed.), *The Visitation of the County Palatine of Lancaster, 1664-5*, Part III, Chetham Society, 88, 1873, p. 245; J.P. Earwaker (ed.), 'A List of Freeholders in Lancashire, 1600',

-282; Rylands (ed.), *Lancashire Inquisitions*....., pp. 456-460.

(6) Blackwood, *The Lancashire Gentry*....., p. 12.

(10) 地方の法律家について W.R. Prest, *The Rise of the Barristers: A Social History of the English Bar, 1590-1640*, Oxford, 1986 参照。ただし、同書は、リグビー家のアレグザンダにかんするかぎり、その記述は不正確である(同名が多いので、混同しているため)。

(11) Barnes, *Somerset*, pp. 18-39; P. Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent 1500-1640*, Hassocks, 1977, pp. 125-132; Harland (ed.), *The Lancashire Lieutenancy*....., Part II, pp. 242-253.

もちろんある人にとっては、四季法廷書記官職は社会的な上昇のための最初の跳躍台にすぎなかった。しかしそれはあくまでもごく少数の人にあてはまることであり、大部分の書記にとっては、書記官職は出世のための第一番目の踏台であるどころか、生涯にわたって主な収入源であった。ちなみに、エリザベス治世期の庶民院議員で四季法廷書記の経歴を有する者は十指にみたない(Hasler, *op. cit.*, I, pp. 367-368, 406, 569-570; II, p. 442; III, pp. 86-89, 611-612 参照)。

当時のランカシャ 四季法廷書記代理について、簡単に

述べておこう。四季法廷書記代理には、ロジャ・リグビーの代役をつとめたウィガンのアレグザンダのような文字通りの代理と、ジョージの代理アレグザンダ・トムスのように実際は補佐役のふたつのタイプがあった。

ウィガンのアレグザンダ・リグビーについてはすでに触れたので、ここではウィリアム・アイアランド(ウィガンのアレグザンダの代理〔補佐〕)、ロバート・モーズリー(シドルトンのアレグザンダの代理)、アレグザンダ・トムスン(ジョージ、ジョウゼフの代理〔補佐])をとりあげる。

ウィリアム・アイアランド(1611-1682) 彼については、全く不明である。サマヴィルによると、ウィリアム・アイアランドはヨークシャのホルボーンおよびノステイルのエスクワイアであり、ランカスター公領総収入官代理となっている。たしかに、ドンカスター近くのノステイルにアイアランドという家があり、しかもウィリアムという名のエスクワイアが十七世紀中には実在した。ダグデイルの『紋章官巡回記録』にはアイアランド家を直接とりあげた記述はないが、ノステイルのエスクワイアであるウィリアム・アイアランドの娘二人が同州のサルトマッシュ家とメル家に嫁いだという記述はある。また当時のランカシャのエスクワイア、ニコラス・アシュトンの『日誌』に「アイアランドの職」(Ireland's Office)という言葉がみうけられ、編者によ

ると、これはランカスタ公領総収入官代理による死後検認を意味しており、しかもこのアイアランドはノステイルに土地を持ち、ランカシャのエスクワイア、ウィリアム・モレニユの娘と結婚したことになつてゐる。しかし、筆者はこの人物と四季法廷書記代理が同一人物であると断定するだけの史料を持ちあわせてゐない (R. Somerville, *Office-Holders in the Duchy and County Palatine of Lancaster*, Chichester, 1972. p. 237; *The Register of the Parish Church of Kippax*, Yorkshire Parish Register Society, 10, 1901, p. 94; J. W. Clay (ed.), *Dugdale's Visitation of Yorkshire*, II, 1907, p. 318, 470; F. R. Raines (ed.), *The Journal of Nicholas Assheton*, Chetam Society, 14, 1848, pp. 125-126)。

ロバート・モーズリー (?—一六五九)

ウィガンのアレグザンダ・リグビーにはドロシイという名の娘があり、彼女はモーズリーのジェントルマン、ウィリアム・モーズリーの長男であるロバートと結婚していた。つまりミドルトンのアレグザンダの書記代理ロバートはアレグザンダの義弟であつた。その経緯は不明であるが、ロバートはのちにウィガン市の法廷書記に就任しており、一六四六年にはランカシャ会計小委員会にもその名をつらねている。ウィガン市の所蔵する最も古い寄贈品のひとつがこのロバートが贈った銀杯であるこ

と、またモーズリー・ホールを改築している事実などから、彼は経済的には比較的にめぐまれていた小ジェントルマンあるいはヨーマンであつたと推測される (Raines (ed.), *The Visitation* 1664-5, Part III, p. 195, 245; Rylands (ed.), *Lancashire Inquisitions* Part III, pp. 456-460; Blackwood, *The Lancashire* p. 50; G. T. O. Bridgeman, *History of the Church and Manor of Wigan*, Chetham Society, New ser., 16, 1889, p. 306, 336; D. Sinclair, *The History of Wigan*, I, Wigan, 1882, pp. 145-146; Lancs. R. O. DDKe 9/16(35)。

アレグザンダ・トムスン (?—?)

ウィガンのアレグザンダ・リグビーには、メアリという名の娘もいた。彼女はウィガン付近のラングトリイに住むジェイムズ・トムスンと結婚していた。ジョージとジョウゼフの代理をつとめたアレグザンダは彼らの息子であり、したがってジョージ、ジョウゼフとアレグザンダはいとこの関係にあつた。一六二三年と一六六四・五年の『紋章官巡回記録』にはトムスン家の系図は掲載されておらず、またアラカの「ランカシャ自由土地保有者名簿」にも同家の名はみあたらない。他方ジョージの手になるトムスン宛の四季法廷書記官代理任命書ではそのタイトルがジェントルマンと記されており、さらにクラシスにかんする議会の法律 (一六四六年) でもジェント

ルマンと表記されてはいるが、前者はジョージの「好意的な扱い」の結果である可能性があり、後者は革命による地位の「水増し」の結果である可能性がある。したがってある程度経済的には豊かな、シェントルマンと称しても通用したヨーマンとみなしておくのが無難であろう (Raines (ed.), *The Visitation* 1664-5, Part III, p. 245; Lancs. R.O., Name Index (Alexander Tompson), Place Name Index (Langtree); Farwaker (ed.), 'A List of the Freeholders', *Miscellanies*, Record Society of Lancashire and Cheshire, 12; E. Baines, *The History of the County Palatine and Duchy of Lancaster*, I, 1868, p. 227; Lancs. R.O., DDKe 1/20)。

筆者の調査したかぎりでは、これらの書記代理が法学院で法律を修めたことを示す証拠はない。一六六七年にロジャ・ケニヨンと未亡人アリス・タウンリイが契約を交わし、彼女がロジャに三〇ポンドを支払い、ロジャがその息子に四季法廷書記に必要な法律・実務知識を授けると決めたように、おそらく彼らは一種の徒弟修行によって職務に不可欠な知識を身につけたのであろう (Lancs. R.O. DDKe 1/76)。

おわりに

これまでの素描から、四季法廷書記の機能が、少なくとも初期ステュアート朝期ランカシャについては明らかになったであろう。四季法廷記録保管官あるいはその代理の能力、治安判事団に占める法律家の割合、担当区・担当区小法廷の活動の程度、さらにはその州の政治状況などによって左右されるために、四季法廷書記の役割を一律に論ずるのは軽率であるとしても、アマチュアリズムを強調する、四季法廷書記の存在を忘れているかのような従来の治安判事制度像にたいしては留保をつけてもよいであろう。

そして以上の点を十分に踏まえて、踏まえればこそ、治安判事制度において「専門家」が「素人」に取って代わるという事態が顕著に現われなかったのなぜなのかと、あらためて問いかけたい (これは四季法廷書記と治安判事の関係についてあてはまるだけでなく、法律家としての本格的な訓練を受けた治安判事とそうでない治安判事との関係についてもあてはまる)。近代イギリスの性格づけという作業にもつながるこの問題の解明は多面的な考察を要するものであり、正面からこれに答えることは筆者の能力をこえているので、ヨークシャとランカシャの「州統治者」を具体的に扱うという方法によっ

て別稿で間接的に取り組みたい。⁽¹⁾

(注)

(1) この点で、エリオットの地位としての「専門職性」と「職業としての専門職性」の区別は示唆に富む (P. Elliot, *The Sociology of the Professions*, London, 1972)。

ランカシャー治安判事団 (実務グループ) 1615~16

	residence	Unive- sity	Inns of Court	M.P.	sheriff
q Richard Molyneux, baronet (1559-1623)	Sefton	0	/	1584, 93, 1604	1588-9 1596-7
custos rotulorum, receiver general of the Duchy of Lancaster					
q Richard Houghton, banonet (1569-1630)	Houghton Tower	/		1601, 1614	1598-9
q Thomas Gerard, baronet (1560-1621)	Highley Carr	O	I	1599, 1614	/
q William Norris, knight of the Bath (?-1630)	Speke	/		/	1621 (Cheshire) 1622
George Booth, baronet (1566?-1630)	Dunham Massey (Cheshire)	O	L	/	/
q Peter Leigh, knight (1562-1636)	Lyme (Cheshire)	C	G	/	1594-5 (Cheshire)
Cuthbert Halsall, knight	Halsall	/	G	/	/
q Edmund Trafford, knight (1562-1620)	Trafford	/		/	1601-2, 1608-9
John Byron, knight (?-1625)	Ryton (Cheshire)	C		1579 (Notting.)	1612-3 (Notting.)
Thomas Holcroft, knight (?-1627)	Vale Royal (Cheshire)	/	G	1593, 1601 (Cheshire)	1598 (Cheshire)
Willam Davenport, knight (1563-1640?)	Bramhall (Cheshire)	/		/	/
Richard Assheton, knight (?-1617)	Middleton	/		/	1606
q Thomas Tyldesley, knight (?-1635)	Orford	/	G	/	/
q Edward Stanley (?-1640)	Bickerstaff				
William Fanshaw (1580?-1631)	Jenkins (Essex)	/		1604?	/
Robers Hesketh (1548?-1620)	Rufford	/		1597	1599, 1607
q Richard Holland (1546-1619)	Denton	/		1586	1581, 1595
*Ralph Assheton					
q James Anderton (1542-1630)	Clayton	O?	G?	/	/

q Edward Rigby (?-?)			/	/		/
Richard Shireburn (1557-1628)	Stonyhurst	/	/			1613
Richard Bold (1590-1636)	Bold	/	/			1630
Rowland Mosley (?-1617)	Houghend	/	/			1615-6
Richad Murray (?-1637)	Manchester	C	/	/		/
warden of Christ's College, Manchester						
Richard Fleetwood (?-1626?)	Penwortham	/	/			/
Richard Shuttleworth (1587-1669)	Gawthorpe	O	G	1640		1636-7 1653
Gilbert Ireland (1559?-1626)	Hutt *knighted, 1617	O	/			1621
Geoffrey Osbaldeston (1558-?)	London?	O		1597?		/
Thomas Ireland (?-1625)	Bewsey	O?	/			/
Humphrey Davenport (1566-1645)	Bramhall (Cheshire)	O	G	1588, 1589		/
William Holt (1577-1637?)	Ashworth	O	G	1597, 1604		/
Roger Downes (?-1658)	Wardley	/	G	1601, 1602		/
Thomas Coke (?-1620)	Ireby	/	/			/
William Leigh (?-1639)		O	/	/		/
rector of Standish						
Hugh Watmough (?-1623)		O	/	/		/
rector of Bury						
Gregory Turner (?-1633)		O, C?	G?	/		/
rector of Sefton						
James Anderton	Lostocke?					

* q は, quorum, O は Oxford, C は Cambridge, G は Gray's Inn, I は Inner Temple, L は Lincoln's Inn の略である。

* 空白は, その項目について筆者が調査できなかったことをあらわす。

* / は, その項目について, 筆者が調査したかぎりでは, その事実がないことをあら

わす。

(出典)

J. Forster (comp.), *Alumni Oxonienses, 1500-1714*, 1891-2, J.A. Venn (comp.), *Alumni Cantabrigienses, from the earliest times to 1900*, 1922-7; J. Forster (ed.), *The Register of Admissions to Gray's Inn, 1521-1889*, 1889; R.L. Lloyd (comp.), 'Admissions to the Inner Temple to 1659' (Typescript kept at the Inner Temple Library); W.P. Baildon (ed.), *The Records of the Honourable Society of Lincoln's Inn..... Admissions 1420 to 1799*, 1896; H.A.C. Sturgess (ed.), *Register of Admissions to the Honourable Society of the Middle Temple, from the fifteenth century to the years 1944, 1949*; *The Complete Peerage; The Complete Baronetage*; P.W. Hasler (ed.), *The House of Commons 1558-1603*, 1981; M.F. Keeler, *The Long Parliament*, 1954; W. R. Prest, *The Rise of the Barrister*, 1986; R. Raines (ed.), *The Visitation of the County Patatine of Lancaster, 1613*, Chetham Society, 1871; do., *The Visitation of the County Palatine of Lancaster, 1664-5*, Chetham Society, 1872-3; R. Somerville, *Office-Holders in the Duchy and County Palatine of Lancaster from 1603*, 1972; J.P. Earwaker (ed.), *Miscellanies*, Record Society of Lancashire and Cheshire 1885; E. Axon (ed.), *Manchester Sessions*, Record Society of Lancashire and Cheshire, 1901; J.S. Cockburn, *A History of English Assizes*, 1972; J. Wilkinson, 'The Commission of the Peace in Lancashire, 1603-1642', *Transactions of the Historic Society of Lancashire and Cheshire*, 1981; D.N.B.; P.R.O., *Lists and Indexes*, No. 9.